

岐公委第 155 号
平成 26 年 12 月 5 日

弁護士法人 ぎふコラボ
代表者代表社員 笹田 参三 様

岐阜県公安委員会



苦情申出に対する回答

平成 26 年 11 月 14 日付けで受理しました苦情申出について、岐阜県警察本部長に対し、本事案に係る事実関係等の調査を指示しました。

岐阜県警察本部長の調査結果に基づき岐阜県公安委員会で検討した結果、大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認されましたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

なお、報道において名前を挙げられたとされる方々から岐阜県警察本部長宛に提出された文書に対しても、既に、同様の趣旨の回答がなされているものと承知しております。

当公安委員会といたしましては、今後とも県警察に対する適正な管理に努めてまいりますので、警察活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

以上回答します。